

会計論点

▶ 金融庁、自見庄三郎金融担当大臣がIFRSの強制適用につき、その決定から最低でも5~7年程度の十分な準備期間を設定することなどを公表

6月21日、自見金融相は、IFRSの国内の上場企業への強制適用の延期を正式に公表しました。詳細は、以下のURLを参照下さい。
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>

ショート・コメント

具体的には、2012年と言われている適用の決定後の移行期間につき、「3年」から「5~7年」に延ばしたとの事です。従って、適用開始は17年以降となる見通しです。

税務論点

▶ 国税庁、平成22年度における不服申立ておよび訴訟の概要を公表

6月20日、国税庁は、平成22年度における不服申立ておよび訴訟の概要を公表しました。詳細は、以下のURLを参照下さい。
<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2011/fufuku/index.htm>

ショート・コメント

平成22年度では、異議申立てについて、5,103件が発生しており、前年比6.4%の増加となっております。但し、法人税・徴収関係については、若干減少しております。審査請求は微減、訴訟は微増となっております。

監査論点

▶ 東京電力、福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害の賠償などが「重要な後発事象」に当たるとして平成23年3月期決算短信の一部修正を行う旨を公表

6月22日、東京電力は、表題の件について公表しました。詳細は以下のURLを参照下さい。
<http://www.tepco.co.jp/ir/tekiji/pdf/1106221-j.pdf/>

ショート・コメント

避難対象者の精神的苦痛に対する事故収束見込期間までの見積もり損失額は880億円であり、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止対策等にかかる費用の見積もりを行った結果、災害損失引当金(8,317億円)は380億円増加するとのことでした。

【本レポートに関するお問い合わせ先】株式会社エスネットワークス 森 亮太郎
Tel:03-5573-4661/ r-mori@esnet.co.jp <http://www.esnet.co.jp/es/>

無料レポートの登録はこちら！
<https://esnet.ssslserve.jp/es/mailmagazine/>

月額2万円~の従業員教育サービスESMはこちら！
<http://www.esnet.co.jp/esr/>

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。本レポートの利用すること、またはその情報に依存する上で、直接、間接、状況による場合、特殊または結果的に発生する損失、ダメージ、コスト、クレーム、要請などに対し、株式会社エスネットワークスは一切の責任を負いません。当レポート上で紹介されている第三者のウェブサイトに関しては、株式会社エスネットワークスはその情報の内容についてコントロールする立場にありません。また、一切の責任を負いません。第三者のウェブサイトの利用を推奨するものではありません。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、株式会社エスネットワークスはその正確性及び完全性を一切保証いたしません。本レポート記載の事項は今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送は禁じられております。